

令和 6 年度

# 林業普及指導員全国シンポジウム

期　日：令和 6 年 11 月 28 日（木）

場　所：農林水産省 共用第 1 会議室

（東京都千代田区霞ヶ関 1-2-1）

林野庁 森林整備部 研究指導課

# 令和6年度林業普及指導員全国シンポジウム

## 発表課題・発表者

① 中部・北陸ブロック代表

**循環型林業に向けた稼げる主伐・再造林への取組**

【新潟県 糸魚川地域振興局 農林振興部 林業振興課 引野 貴仁】

② 近畿ブロック代表

**生産者の営業力強化等を通した伝統林業のアップデート**

～北山林業を未来につなぐ～

【京都府 京都林務事務所 林務課 林業普及指導員 片岡 正彬】

③ 中国・四国ブロック代表

**森林経営管理制度推進に向けた航測法を用いた境界明確化の支援**

【鳥取県 農林水産部森林・林業振興局林政企画課 山口 要】

④ 九州ブロック代表

**菊池地域の森林をめぐる課題の解決に向けた市町支援の取組み**

～ 森林環境譲与税の活用を手段として～

【熊本県 県北広域本部 農林水産部 林務課 岩上 博紀】

⑤ 北海道・東北ブロック代表

**秋田県由利地域における森林経営管理制度推進の取組について**

【秋田県 由利地域振興局 農林部 森づくり推進課 林業振興チーム 村川 有紀子】

⑥ 関東・山梨ブロック代表

**福祉団体を中心とした森林所有者組織づくりの取組について**

【千葉県 北部林業事務所 森林振興課 成沢 知広】

⑦ 国有林参考発表

**県と連携した森林・林業セミナーによる市町村支援への取組**

【四国森林管理局 四万十森林管理署 森林技術専門官 野村 祐樹】

## 森林経営管理制度推進に向けた航測法を用いた境界明確化の支援

### 1. テーマの趣旨・目的

令和元年度開始の森林経営管理制度（以下「制度」という。）は5年が経過し、市町村森林経営管理事業や経営管理実施権配分計画による森林整備を実施した市町村がある一方、大半の市町村は意向調査は実施しているものの、その先の手続きが進んでいない。

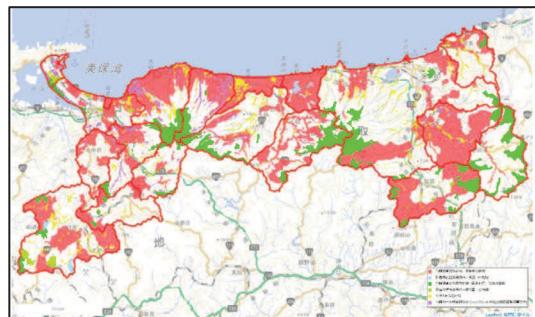
このような中、本県では普及客体である市町村の普及に対するニーズの変化により、制度に係る支援組織の見直しを行い、R5年度から県と鳥取県造林公社（以下「公社」という。）の共同運営組織として森林経営管理支援センターを公社内に設置し、県の普及員を1名派遣している。

実務ノウハウを持つ公社と普及員との二つの顔を持つことで支援の幅が広がったが、改めて市町村と意見交換を重ねる中で、地籍調査未了地区は意向調査の実施が難しいことが判明した。それは、①森林の所有者を錯誤した市町村森林経営管理事業は損害賠償の恐れがあること、②地籍に反映できない境界明確化は将来的に地籍調査のやり直しとなり、経費の二重投資が発生するため首長の理解が得られにくい、といった理由である。

制度を推進していくためには、スタートとなる意向調査を着実に実施していく必要がある。そこで、市町村が意向調査を進め易くなるよう、地籍調査に反映出来て、且つ効率的に境界明確化が出来るリモートセンシングデータ（以下「リモセンデータ」という。）を活用した仕組みづくりに取組んだので、その概要を報告する。

### 2. 現状及び取組内容

#### （1）県内地籍調査の進捗状況



県内の地籍調査進捗状況（R5現在）

本県の地籍調査実施済または実施中のエリアは、山林部では平均34%程度（0%もある）であり、市町村によって進捗のバラツキが大きく、制度を一律に実施できる状況ではない。

#### （2）支援の方向性

従来方法による地籍調査の完了を待っていても何十年、何百年かかるか分からない。その一方で、リモセンデータを活用した地籍調査（以下「リモセン地籍」という。）の規定は整備されているため、その規定に準拠した境界明確化を行う仕組みが出来れば境界明確化も迅速に進むと考えた。そこで、円滑に意向調査を進めるため、リモセン地籍をベースとした歩掛・仕様の整備を目指すこととした。



リモセンデータによる机上立会イメージ

#### （3）取組内容

##### ①根拠法令の確認

まず、市町村へリモセンデータを活用した手法を普及するにあたって正確な内容を提案するため、地籍調査の根拠法令を確認した。地籍調査の法令体系

は、国土調査法、施行令、規則があり、具体的な規定は地籍調査作業規程準則、さらには同じく準則運用基準という体系となる。一方、リモセン地籍に係るマニュアルは、国土交通省が策定した「航測法による効率的手法導入推進基本調査成果を用いた地籍調査マニュアル（R4.10月）」となるが、このマニュアルは「準則の条文を適用」、なおかつ、準則の内容の具体は準則運用基準に記載といった表記であるのに加え、読み替え等もあり、初めて取組む市町村には難しい。そのため、三段表に集約することにより、法令を一連で読解できるように工夫した。この作業を行うことで、県が所有するリモセンデータの基礎資料は地籍調査の精度基準をすべて満足することを確認出来た。

#### ③業務発注に向けた作業工程の確認

次に市町村がリモセンデータを活用した境界明確化（以下、「リモセン境界明確化」という。）の業務を発注する際の課題把握のため、リモセン地籍の作業工程を確認し、併せて地籍調査事業費積算基準書を作業工程と照らし合わせながら確認したところ、一部の作業項目に対する歩掛が無いことが判明した。また、土地境界の確定は可能であるが、土地境界と森林境界が一致しない場合があるので、森林境界も含めた歩掛の策定にも取組んだ。

#### ④（一社）鳥取県測量設計業協会との連携

歩掛や仕様を検討するため、測量コンサルタントへのヒアリングを重ねた結果、統一步掛が出来れば利便性が良くなり、市町村からの業務発注の促進により新たな仕事の掘起こしになるということで、県測量設計業協会の協力を頂くことが出来た。

#### ⑤市町村担当者向けの研修の実施



市町村等への説明会（R5.9月）

歩掛・仕様の策定作業と平行して、市町村と林業事業体向けの研修会を実施した。特に市町村はリモ

セン境界明確化やリモセン地籍調査への取組を内部で検討の俎上に挙げていただきために、林務担当のみならず地籍調査担当にも出席いただいた。

### 3. 成果及び今後の課題と対応

#### （1）成果

県は R5.11.1 付で「航測法による地籍調査事業（リモセン手法）の参考歩掛及びリモセン森林境界明確化業務参考仕様書の制定について」として通知を発出した。参考歩掛は県測量設計業協会の協力を得て策定し、地籍調査事業へも適用可能なものである。

通知発出及び研修会以後、リモセン境界明確化やリモセン地籍に取組む市町村が増えており、R6 年度にリモセン地籍を 1 町、R7 年度にリモセン境界明確化を 2 町が検討中という状況である。また、同一町内においてリモセン境界明確化と、それとは別地区でのリモセン地籍を並行して開始した町も出てきている。

#### （2）今後の課題と対応

リモセン地籍をベースとした現状の歩掛は、50～70 万円/ha と非常に高額である。一方で、見積により実施している事例では 7～8 万円/ha、補備測量（部分的な実測）を含めても 10 数万円/ha（一筆の平均面積にも拠るが）といった事例もある。したがって、リモセン境界明確化の適正な単価はいくらなのか、また、境界明確化を受けて仕上げとなるリモセン地籍の適正な低減係数はどの程度が適切なのか、といった新たな課題もでてくる。これについては、事例が多くなればデータの蓄積が進み、歩掛の最適化が進んでいくはずである。

そのため、先ず市町村に取組んでいただくこと、取組んだ境界明確化が的確に地籍調査へ反映された事例が多くなっていくことが重要となる。

普及員として、県内で意向調査を滞ることなく実施され、制度を活用しながら地域全体の森林が適正に管理されるよう、引き続き市町村の林務・地籍担当の連携を含めて支援していく。